

# 青森県報

第四百三十六号

令和四年  
三月十八日  
(金曜日)

## 目次

## 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
  - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
  - 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 二
  - 道路の供用の開始…………… (同) …… 二
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除 (河川砂防課) …… 三
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (同) …… 三
  - 土砂災害警戒区域の指定…………… (同) …… 三
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除…………… (同) …… 四
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (同) …… 五
  - 土砂災害警戒区域の指定…………… (同) …… 五
- 公 告
- 森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項…………… (林政課) …… 六
  - 森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項…………… (同) …… 六
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (上北地域) …… 七
  - 選挙管理委員会…………… (県民局) …… 七
  - 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数…………… (同) …… 七

数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)(事務局) …… 七

## 告 示

### 青森県告示第四百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
一般財団法人愛成会	弘前市大字北園一丁目六の二	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所アエル	令和四・四・一
株式会社サクライズ	上北郡東北町旭南三丁目二九六の二	就労継続支援B型	サンライズ安心就労センター	〃

### 青森県告示第四百十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認めたとので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	西津軽郡深浦町大字沢辺字沢辺一 沖見 一男 西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花六七の三 須藤 広志	区 域	新深浦町第四区 新深浦町漁業協同組合の区域のうち、大字沢辺の区域	区 分	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
	西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三七 勢州谷 武夫 西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂二九 半田 清	区 域	新深浦町第五区 新深浦町漁業協同組合の区域のうち、大字岩崎及び大字松神の区域	区 分	総トン数十トンあり行う漁業であつて、主としてたら刺網漁業

青森県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	下北郡大間町大字大間字根田内八の五六から 下北郡大間町大字大間字根田内八の三八八まで	下北郡大間町大字大間字根田内八の四三一まで	前	一〇・四〇メートルから 三二・九〇メートルまで	五六・四〇メートル	
			下北郡大間町大字大間字根田内八の五六から 下北郡大間町大字大間字根田内八の四三一まで		後	一〇・二〇メートルから 三二・九〇メートルまで	一八一・三〇メートル	

青森県告示第百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年四月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道二七九号	下北郡大間町大字大間字根田内八の五六から 下北郡大間町大字大間字根田内八の四三一まで	令和四・三・一八

国道三三八号

三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三の一六六から  
三沢市大字三沢字庭構四九の一〇七一まで

〃

青森県告示第百四十七号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 長崎土砂災害警戒区域及び長崎土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

二 下森合沢土砂災害警戒区域及び下森合沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

長崎土砂災害警戒区域及び長崎土砂災害特別警戒区域

一 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

（図面省略）

青森県告示第百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下森合沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

黒石市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

青森県告示第百五十号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 馬門土砂災害警戒区域及び馬門土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 浜掛二号土砂災害警戒区域及び浜掛二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 船橋土砂災害警戒区域及び船橋土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 雑吉沢二号土砂災害警戒区域及び雑吉沢二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

項

青森県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 馬門土砂災害警戒区域及び馬門土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 船橋土砂災害警戒区域及び船橋土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 雑吉沢二号土砂災害警戒区域及び雑吉沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同法第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

浜掛二号土砂災害警戒区域

一 指定の区域

野辺地町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

公

告

森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

令和四年四月二十一日から令和五年三月二十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剥皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する

ものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

森林病虫害等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第三項の規定により、補完伐倒駆除を命ずるので、同法第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。

令和四年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 区域及び期間

(一) 区域

西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。

（「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 期間

令和四年四月二十一日から令和五年三月二十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着しているおそれがある樹木（枯死しているものに限る。）の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしな

ればならない。

四 命令をしようとする理由

一の(一)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状況からみて、森林病虫害等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一号に掲げる命令のみによっては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認められるため。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければならない。

(二) 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(三)により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出するものとし、その提出があったときは、青森県知事は、当該申請書を提出した者が当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の(二)に掲げる期間内に当該措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(五) 青森県知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、奥瀬堰土地改良区の定款の変更を令和四年三月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年三月十八日

上北地域県民局長 石 橋 豊

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

令和四年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、五四六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二三四、六六〇 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 六、三二八 人

西津軽郡選挙区 五、〇九三 人

南津軽郡選挙区 六、三八七 人

北津軽郡選挙区 七、三六四 人

上北郡選挙区 二七、一二五 人

三戸郡選挙区 一八、八〇二 人

青森市選挙区	七九、三六二	人
弘前市選挙区	四八、四一八	人
八戸市選挙区	六三、七九九	人
黒石市選挙区	九、三一〇	人
五所川原市選挙区	一八、四六四	人
十和田市選挙区	一七、一六二	人
三沢市選挙区	一〇、七三四	人
むつ市選挙区	二〇、二三七	人
つがる市選挙区	九、〇二七	人
平川市選挙区	一一、四八七	人

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円